

保育所と幼稚園

——その同一性と相違性について——

辻 村 泰 男



まず保育所の話からはじめることをお許し願いたい。しかも冒頭から大へん古い話を持ち出して恐縮ながら、これは今から十数年以前、カナダの児童福祉事業を見せて貰った時の見聞の一つである。オタワ市のある保育所を朝八時頃訪問すると、ミス・メアリー・ラングという大柄な女性の所長さんが自室に迎え入れてくれて、施設の概要などについて話しはじめた。

ところがそこへ先刻受付で見おぼえのある受付嬢がノックして入って来て、所長さんと二言、三言話し合ったかと思うと、こんどは所長さんが私にむかって、「話の途中で失礼だが、いま急ぎの来訪者があるのでしばらく待ってほしい」というのであった。

そこで私は、気をきかして座をはずそうと腰を浮かせかけたところ

ろ、「いや、あなたはここにおいてよろしい。これも私たちの仕事なのだから」という。そこへ、一人の葉っぱを着た労働者ぶりの父親が、二、三歳と見える男の子を抱いて入って来た。

この父親と所長メアリー・ラング女史との会話を傍で聞き耳をたてながら、どうやら私にわかった用件というのは、次のような内容だった。

「自分の妻が昨夜急病で入院してしまった。自分は今から会社に行かなければならない。だからこの子を預かってくれないか。夕方五時半頃には迎えにくる。妻の入院は二週間ぐらいだと医者はいう。退院してもすぐに子どもの世話はできないから、三週間ぐらい保育を頼みたい」——するとメアリー・ラング所長は即座に、「よろしい、別室で所定の様式に必要なことを書き入れて、会社に行きなさい」

という、子どもを父親の手から取り上げて、顎をしゃくるようにして、父親を部屋から出そうとする。ところが父親が出ようとすると子どもは泣き出す。父親もその泣き声にひかれて退室を躊躇する気配をみせる、と、所長女史は声をはげまして、「さあ、はやく」と命令するようにいった。この声に追い立てられるようにして父親の姿が扉の外に消えると、女史は私に向かって、「別れはつらい、両方泣きの涙ですね」といたずらっぽく笑って見せた。

たったこれだけのことなのだが、私は、この見聞にひどく感心したものである。

当時私の仕事とは、戦災孤児とか浮浪児とか、あるいは精薄、盲ろう、あ児などの収容施設に関するものだったので、保育所のことはあまりよく知らなかった。しかし、この場の出来事で、保育所というものの性格が、ピンとわかったような気がしたのである。

この子が何歳であったか、うかつにも私は確かめなかったが、もう乳離れはしていたと思う。しかし、三歳を越していたとは思われない。保育所という、とかく学齢前の四〜五歳の幼児が、遊戯をしたり歌ったり、あるいは絵を描いたりという活動が前景に出がちだが、実は、そういう年齢の子どももいる、ということであって、それより稚い子どももまた保育所の保育の対象になる

のだということが、とかく背景に退いてしまいがちである。それともう一つ、「保育に欠ける」状態は、予告なしに、ある朝突然やってくるのがありうるのだ、ということも、つい忘れられがちである。

このオタワの保育所で遭遇したケースのように、今まで母親が健康で、子どもの世話をしていた限りは、この子の保育は、まず心配のない状態がつづいてきた。それは非常に自然な、永続的な状態であるように思われてきた。ところがその母親がある日突然急病になる。これは生き身の人間にとっては、起こりうることで仕方がない。そこで入院する。彼女の健康の回復については、健康保険の制度と病院のお医者さんたちが責任をもってくれるが、その子どもは、子どもであるからにはひとり生活できない。誰かが世話をしてくれなければならない。ことに、都市の勤労者の家族は、いわゆる単一核家族で、夫婦と子どもきりの生活をしているから、母親がいなくなると、父親が勤めを休みでもしなければ、子どもの世話をする人がいなくなってしまうわけである。

「保育に欠ける」状態は、こんなふうにしてでも急に起こりうる。この緊急な事態に、社会的に対処する用意が、いつでもできているということは、あたり前なことかも知れないが、私たち日本の現状からすれば誠にうらやましい限りに思われた。

保育所という施設は、歴史的には、周知の通り託児事業という形で発足している。それは一方では、農村などの、いわゆる農繁期託児所という、季節保育所として、また他方、紡績工場などの働く女性のための施設として、発達した。あるいはまた都市のスラムの住民のために、その子どもの世話を引きうける事業という形をとってきた。つまり、社会事業の体系の中で、経済的に豊かでない階層の援助のために行なわれる事業という性格をもっていたのである。そして、それとともに、例えば職業紹介事業がかつてそうであったように、社会事業であるとともに労働政策でもあった。つまり子持ちの婦人労働力を、子どもの世話から解放することによって、働ける状態に確保しようとする役割りをも果たしてきたのである。いいかえると、子どもを相手にする仕事でありながら、子どもを中心に、子どものためではなく、大人のために行なわれてきた、という傾きがある。

むろん、当時実際にこの仕事にたずさわった人々は子どもを愛し、子どものために献身的であったことはいうまでもない。しかし、この事業の発達を助成した社会の立場は、必ずしも子ども中心ではなかったという意味である。

しかしながら、現在では以上のような諸事情は変化してきてい

る。

かつては婦人が働くということは、経済的窮迫の結果で、そういう動機が薄ければ、婦人は働かないのが常識とされていたが、今ではそういう考え方は次第に影をひそめ、男女を問わず、人はその能力に応じた社会的な活動をするのが当然だという考え方がようやく一般化してきた。

こういう傾向については、いろいろな意見もあり、子どものために、母は家に帰れ、という声も起こっている。それはそれなりの理由はあり、単なる復古主義ときめつけるわけにはいかないが、しかし、この婦人の社会的進出という傾向は歴史的な方向であって、逆行のできない必然性をもっている。このために起こる育児や家庭上の問題については、例えば有給休暇制とか、パート・タイム制とか、休職制とかが、婦人について特別に考えられるようになるなど、社会の知恵が働いてきて、次第に合理化されていくほかはないだろう。

つまり、母親が働くということは、社会階層や家庭経済的な諸条件にかかわらず一般化してきているので、保育に欠ける状態は、決して貧困家庭だけに起こる問題ではなくなってきた。幼稚園は金持階級で、保育所が貧乏人だというような考え方は、間もなく死滅する老化した頭脳の中にしか残らないだろう。

これと共に、もう一つの顕著な変化は、児童福祉思想の浸透、

つまり児童の人権の確認ということである。児童福祉法や児童憲章ができて十数年、ようやく、児童を大人のための児童ではなく、児童自身のための児童として見る児童観が一部の先覚的な人々から次第に社会一般に浸透してきている。児童は大人を小さくした模型ではない。児童には、その発達段階に応じた、それぞれの心身の特徴があり、この発展過程の中で、児童は大人になっていくのだ、ということも、だんだん広く認識されてきた。そこで、保育所も、大人のための施設ではなく、子どものための施設なのだ、ということが改めて社会にも認識されるようになってきたわけである。

いいかえれば、保育所は、単に、子どもを預かるのではなく、それを正しく保育する施設なのだ、というきわめて当然なことが社会という立場からも再認識されてきたのである。単なる乳幼児預かり所ならば、駅の手荷物預かり所とあまり変わらない。

しかし、保育所は、生きた、心と体とがハツラツと伸びつつある人を扱うところである。一人一人が無限の可能性を内に秘めて刻一刻と成長していく子どもたちなのである。

単なる生き物なら動物園でも飼育する。そうではない、人間の、心をもった人間の、発達しつつある子どもたちであるならば、そのようなものとして、これを保育していかなければならぬ。いいことはいうまでもない。

そこで、その保育とは一体どうすることなのか、保育という活動は、どんなことを目標に、どんな内容をもって行なわれるべきか、ということが真剣に考え直されるようになってきた。

ところで、幼児の保護育成をするためには、保育所のほかに、もう一つ、幼稚園というものがある。幼稚園で行なっているのは保育ではなくて「教育」なのだ、という説もあるようだが、同じ年齢の子どもに、一方は教育をし、他方は保育をするのだ、といあいをしていけるとすれば、これは大人の浅はかな縄張り争いではなからうか。保育所で教育していけないわけはあるはずもないし、幼稚園でしている仕事は保護育成ではないという理屈は成立しない。現に幼稚園ではつい先頃までそこで行なっている活動内容を「保育」と呼んでいた。

そして幼稚園は幼稚園なりに、古い歴史をもち、その中で、保育とは何か、という問題についての研究を真剣に積み重ねてきている。

たしかに、幼稚園もその発展の過程では、託児的な機能を果たしてきた場合もないとはいえないが、大筋は就学前の幼児の教育施設として発達してきたと見てよいだろう。もっとも教育といっても、小学校以上の、いわゆる学校教育のように、知的な内容が必ずしも中心ではなく、幼児の心身の健全な発達を育成するということを重ねたい、これが幼児の教育だと考えられてきたことは

いうまでもない。

そして、このような保育の内容・方法の研究という点では、社会事業的、労働政策的な機能を負荷されていた託児所よりは、それらの負荷から比較的自由に、児童の教育そのものと直接とりくんできた幼稚園の方に、一日の長があったことは否定できない。

(これは従来の保育所がすべて、幼稚園より劣っていた、という意味でないことはことわるまでもあるまい)

ところで、同じ年齢層に関する限りは、また、その幼児を心身共に健やかに育てようという目標に変わりのない限りは、その目標を実現しようとするための保育の内容や方法に相違があるはずはない。幼稚園に必要なことは、保育所児童にとっても必要なことである。そして、その必要に応ずるための保育者のとるべき措置も同じはずである。

そういう意味では、保育所のうち、幼稚園児の年齢に相当する保育内容は、幼稚園教育要領と同じであるのがむしろ当然で、もしそこにひどいくいちがいでもあったとすれば、どちらかが間違っているのだといっても差支えない。また、かような意味で、この年齢の児童の保育の研究について、幼稚園の方に一日の長があったとすれば、保育所は謙虚に、幼稚園から学ぶべきである。

三

以上のようなわけで、保育所の保育内容と、幼稚園のそれとは、全く同じであっても少しも不思議でない、むしろそれが当然だ、という部分もある。

しかしながら、このことだけをもって、だから保育所と幼稚園とは全く同じである、ということとは、少し早合点にすぎる。

ここで、もう一度、冒頭の、オタワの保育所の出来事を思い出していたきたい。

あの子どもは、二歳くらいだった。幼稚園は三歳児から入園させる場合もあるが、たいがいは四、五歳児である。

保育所の入所の対象児は、乳児および幼児と法律に書いてあり、乳呑子も保育所の保育の対象とされる。

このことは忘れてはならない点で、乳児保育、一、二歳児保育のことは、幼稚園では全く考えられていない。保育に欠ける状態が子どもにとって赤信号であることはもちろんだが、それは年齢が低くなればなるほどいっそう危険なわけで、保育に欠ける状態に陥った子どもに、正しい保育を与えることを社会的な任務とする保育所にとって、一、二歳児は、それ以上の年齢の子どもにまさるとも劣らざる、重要な仕事の対象となる。

この低年齢の子どもの保育については、家庭での育児だけが考えられていて、施設保育の内容は、まだ十分体系づけられているとはいいい難く、その確立は保育所にだけ課されている未開拓な

重要な仕事である。

次に、あのオタワのケースは、ある朝突然に予告なしに舞い込んできた。それをあの保育所は見事に受けとめたのだった。

日本の保育所の現状は、入所希望児が門前にあふれているありさまで、急にこんな要求をしても無理かもしれない。しかし保育所の性格が、さきに述べたように一般市民的なものに次第に変化しつつある現在、ちょうど病院に救急用ベッドがいくつ空けてあるように、保育所にも応急の空席を用意しておけるようにならなければならない。将来、保育所が本当に保育的であろうとすれば、どうしてもかくあらねばならぬと思われる。このような見通しに立つことが保育所と幼稚園を、全く同じものだと思ひ込む誤りを、是正し保育所の性格を明確にするはずである。

将来のことはともかくとして、現在の問題としても、保育所は幼稚園のように、三月頃に園児募集、選考をして、四月一日入園、途中に夏、冬の休みがあつて三月には卒業というような、学校的な型にはまった運営に安んじるわけにはいかない。むろん小学校入学期との関係で、三月末に欠員が多く出るし、それと入れかわりに新入所児の大量受け入れが可能になることは当然だが、こういう安易さに馴れ甘んじて、欠員ができても学期始めでなければ即座には補充しないというようなことは、保育所では許されないはずだ。保育に欠ける状態の子どもが、門前に一ぱい待つて

いるならば、一人でも二人でもそれを少なくするということが保育所の第一の使命である。

オタワの例は一例だが、あのように保育に欠ける状態は、どこか家庭に、いつ起こるか、予測がつかない。幼稚園ではそんなことは考えなくてもよいが、保育所ではこれに知らん顔ができないはずである。もし保育所の四月一日学年始め、という形式が、次に保育内容にまで影響して、いつしか学校風になり、中の組分けを学年だのクラスだのと呼ぶ。ここまではまだよいとしても、こういう形式の整え方からやがて健康、社会、自然などという領域を、小学校の教科と結びつける考え方を生むようになってしまつては、それこそ悪い意味での幼稚園化である。

幼稚園教育要領は、これを正しく読み、正しく理解すれば、そんな脱線は起こらないはずだが——それにしてもあれを保育要領といわずに、幼稚園教育要領といわなければならないという心のうちは、どうも危険なものが感じられるような気がするが——幼稚園はとにかく学校教育の系統の中に組み入れられている。法律上も幼稚園は学校の種類である。そういう枠組みの中に入っていると、どうしてもいわゆる学校化しやすい。

学校というところは文字を習い数を教えるところだというあの素朴な考え方、また、少しぐらい病気をしても、評判のいい上級学校へ入学させたいという恐ろしい風潮、こういう世間的影響

をうけやすい。しかし本当によい幼稚園は、こういう意味での学校化には極力抵抗をしている。就学前という年齢段階に応じて、幼児としての心身の十分な発育をはかることが、小学校に入るための正しい意味での準備なので、小学校の予習をすることがその準備ではない。幼稚園でかりに小学校低学年と同じ教材を使つたにしても、その使う目的や指導の方法はおのずからちがっているはずである。

保育所が幼稚園とちがって学校教育の系統に属さないということとは、幼稚園がとかくおびやかされやすい保育の学校化という危険に対しては、比較的身を守りやすい立場にあるといえそうである。

保育に計画性をもたせることはむろん必要で、年間、月間、週間の保育計画をたて、それを四月一日から始めてもむろん結構である。しかしこのことは、決して、保育所が、年度途中から保育に欠ける状態になった子どもの受け入れを拒む理由になつてはならない。

週間計画は末端的には、毎日の計画になる。保育時間の標準はきまつているにせよ、さてある日、計画どおりの保育が終わつて時間がきた、これで今日の予定は終了したから帰りなさい、と幼児を帰しても、親が残業でおそくなる日もありうる。そこに保育に欠ける状態が起こらないようにするのが保育所の仕事で、これ

も幼稚園とはちがう点である。

四

さて、いろいろ述べてきたが、^{つづ}約めていえば、幼稚園と保育所は、同じところもあるがちがうところもある、という、誰でも知っている平凡な事実である。ところが、この平凡な事実をめぐつて、幼稚園と保育所の統合論・分離論が、半世紀以上もの間波を画きながらつづいていく。最近も、幼稚園義務化論などにつれて、一つの波が起つていくと見ることもできよう。

しかしこれは簡単に解決できる問題ではむろんない。全く同じものならどうの昔に統合されていたであらうし、全くちがうものなら、統合論など起こる余地はない。問題は、同一だと考えられる部分もあり、相違すると考えられる部分もあるという事実から発生しているのである。

こういう事実がある以上、一方の看板を塗り替えて、全部同じ看板にしようとしても、とても相談はまとまるまい。それでは永久に両者は別々のものにしておくほかはないであらうか。

大人の世界に関する限り、私はそれでもかまわないと思う。しかし、子どもの立場を尊重する限り、保育所と幼稚園の重複する部分を、両者が相互に協力して一そう発展向上させ、最善のものとしていく義務があると思うのである。

しからばそのことを可能にするためにどんな方法が考えられるか。

両者の共通でありうる部分を、実質的にも形式的にも同一とするものである。

具体的にいえば、同一の年齢層に関する限り、一方の保育は、幼稚園教育要領で、他方の保育は、保育所保育指針などという二本建てで意地を張ることをまずやめるべきである。これが二本建てでありうるのがおかしいことは、すでに、二のところで述べた通りである。一本化は、大人の立場に立つと簡単にはすすまないかもしれない。しかし、児童の立場に立つ限り、保育所の児童と、幼稚園の児童は重複している。これら双方に対して同じ、最善の保育を与えようとすれば、同一年齢層に関する限りはどうしても一つしか方法はありえない。

さて、こうして、両方が同じ保育の課程をとるということになったならば、法制上も同じものと見なすという措置がとられなければならない。すなわち、保育所で、幼稚園と同じ期間同じ保育をうけた者については、幼稚園を卒業したと見なすという法的な措置がとられて然るべきである。

現にそういう措置がとられている例が教護院や少年院にはある。(ここに突然これらの非行少年施設の例を出すと、保育所と教護院とを同一視するのか、という叱責にあうかもしれないが、

決してそういう意味ではない。学校教育法に規定されている学校に就学しなくても、一定の条件をそなえた施設で教育をうければ、学校に就学したと見なされる事例がある、というだけのことである。)

こういう前例がある以上、一定の条件を揃えた保育所に在所した幼児を、幼稚園に就学したものと見なすという法律的措置をとることが不可能なはずはない。

保育所と幼稚園が、全く同一ではないことは、三に述べた通りだから、保育所の看板を幼稚園と書きかえることは、所管官庁の繩張り意識を不問に附したとしても、できないことである。しかし、上に述べたような法的措置では、保育所の独自の性格機能は害われることはない。

例えば教護院は、学校の機能以外にプラス・アルファをもっている。しかし教護院における教育を、小・中学校の教育と同等であると法律的に認めることは、教護院の機能をゆがめることにはならないのである。保育所と幼稚園という二つのものを実質的にも形式的にも同じにするということは、以上述べたような方法でなら少しも支障なくできるし、しかもそうすることは必要でさえある。そして、こういう方法を考慮せずには幼稚園義務化ということも現実的に解決できる問題とはならないと私は思うのである。(お茶の水女子大学)